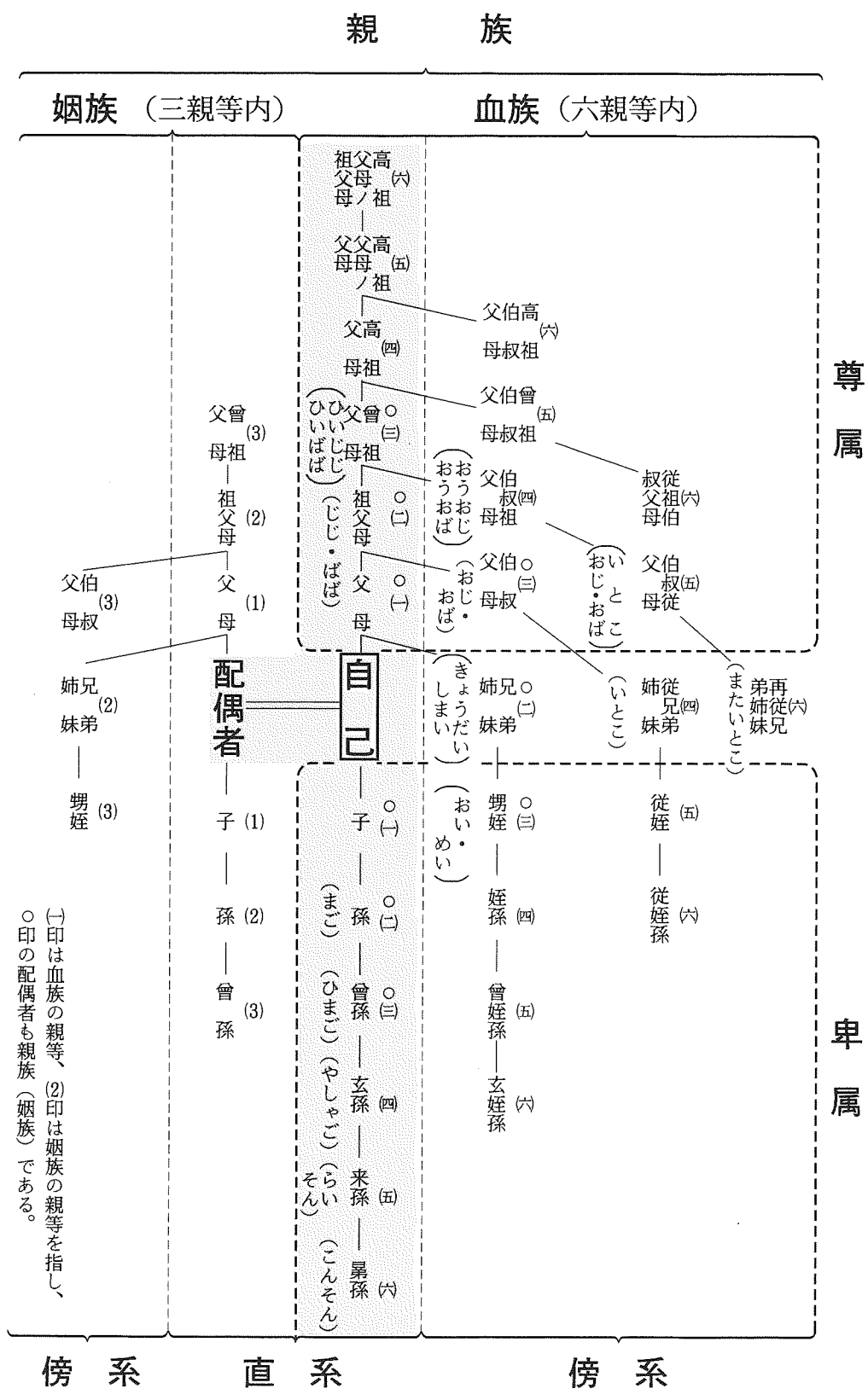


○親族・親等図表



※すべて自己を中心としてみたもの。親族内の表示は明治三十七年八月二六日司法省民刑第七三四号民刑局長回答による。なお、伯叔の区別は父母・祖父母より年齢の多いものが伯、少ないものが叔である。

※網掛け部分は、自己が委任状なしで戸籍謄本を取ることができうる範囲を示している(直系尊属又は直系卑属でかつ血族であるもの、及び配偶者)。

(一)印は血族の親等、(二)印は姻族の親等を指し、○印の配偶者も親族(姻族)である。